



預り金の確かな保全。
それが安心、そして信頼。
～士業信託支援～

EAJ Escrow
Agent
Japan
T R U S T

士業支援信託とは

信託とは、委託者が信頼できる人（受託者）に、金銭や土地などの財産を移転し、
受託者は信託目的に従ってその財産の管理・処分をする制度。
この“信託”を利用して、士業の皆様がクライアントから預かった金銭の
保全を図ることを目的としたサービスが、士業支援信託です。

士業の皆様の 金銭の預かり に関する不安や要望にお応えします。

財産管理についての 不安・要望

- ・多額の金銭を預かりたくない
- ・金銭のやり取りが面倒そう
- ・通帳、印鑑の管理がたいへん



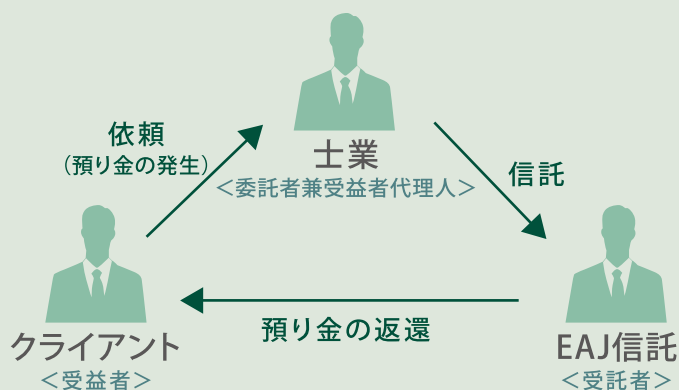
信託についての 不安・要望

- ・クライアントに対する説明が困難
- ・手続きが難しそう
- ・信託会社とのやり取りが面倒そう
- ・費用が高そう

EAJ信託にお任せください！

士業支援信託のスキーム

EAJ信託が提供する士業支援信託とは、
士業の皆様のクライアントが、直接、信託
契約を結ぶものではなく、士業の皆様と
EAJ信託が信託契約を結ぶサービスにな
ります。したがって、クライアントに難し
い説明や、面倒な手間をかけることなく、
シンプルな管理が可能になります。



■士業とは次の資格保有者に限定

①弁護士 ②司法書士 ③税理士 ④行政書士 ⑤社会福祉士 ⑥公認会計士 ⑦左記の資格を有する士業法人

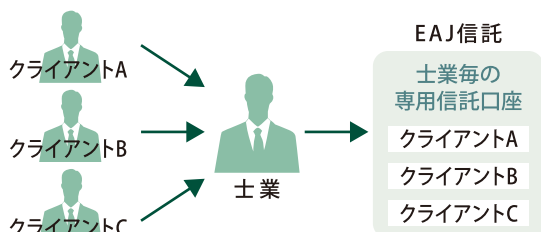
※他の資格についてはご相談ください。

メリット1 | 手続きが簡単、事務作業も楽になる。

士業の皆様とEAJ信託との信託契約のため、クライアントに信託の詳しい説明をする必要がありません。預り金口座もひとつの信託口座での管理が可能で、指図するのみ。預り証明書はEAJ信託が発行するので、手間もかからず楽に手続きができます。

■ひとつの信託口座で管理

ひとつの専用信託口座ですべてのクライアントに対応しますので、クライアントごとに口座を開設する必要はありません。



■振込指図で振込完了

メールでEAJ信託に指図するだけで、面倒な振込作業も完了します。



メリット2 | 信用度がアップする。

預り金を安全性の高い信託を利用して管理していることで、クライアントから信頼を得ることができ、信用度がアップします。

メリット3 | 仕事につながる。

信託を利用したサービスノウハウを武器に、新たな切り口でのビジネスソリューションを提案することが可能となり、仕事の幅が広がります。

様々なシーンにご活用いただけます。

Case1 成年後見

成年後見業務における財産管理、日常生活に関する費用の預かり・支払い、死後事務委任契約に関する金銭の預かりなど様々なシーンで士業支援信託をご利用いただけます。指図のみで、振込み手続き、預かり証明書の取得ができます。また、ごく一部の士業による預り金横領事件が発覚する中で、士業支援信託を利用することで、クライアントに安心感を与え、信頼を得ることができます。

Case2 遺産整理

遺言執行者への就任、相続手続代行など遺産整理業務では、保険金、預貯金、不動産を売却した金銭など多額の金銭を預かることがあります。そのような預り金の管理に士業支援信託をご利用いただくことで、クライアントに安心感を与えるとともに、士業の心理的負担を軽減することができます。

Case3 債務整理

債務整理における和解金の預かり、過払い金の受取、和解後の積立金の管理などに士業支援信託をご利用いただけます。また、支払代行に士業支援信託を利用することで、クライアントから直接信託口座への入金、信託口座から直接債権者に送金することができます。このため士業の業務は、入金確認と指図のみとなり、業務の効率化が図れます。



Case4 M&A

M&Aにおける取引代金を代理人の士業が預かる場合は少なくありません。取引代金が高額になる場合などは、専用の預り金口座を開設し、通帳及び印鑑を貸金庫に預けるなどの業務が発生します。そのような場合に士業支援信託をご利用いただくことで、口座開設や、通帳及び印鑑の管理等のわずらわしい業務にとらわれることなく、取引代金を安全に保管することができます。

申込みから終了まで

1 申込み

- ・申込書を送付
 - ・資格証(コピー)や本人確認資料を同封
- ※簡単な審査がございます。
- } 郵送可能

2 信託契約の締結

- ・当社から信託契約を送付します。捺印後にご返送いただきます。
- ※信託契約に関する関連書類もございます。
- ※信託契約書に、お申込者専用の信託口座の記載がございます。

3 預り金のご入金

- ・クライアントの本人確認資料、金額、日付など当社に通知 Eメール
- ・信託口座へのご入金は、クライアント自らされても、土業の方が一旦お預かりになられてからされても構いません。

4 預り証明書の発行

- ・必要に応じて、当社からクライアントに預り証を発行します。 郵送
- (預り証明書は、信託期間中、ご依頼があれば何度でも発行可能です。)

5 送金(償還)指図

- ・指図書を送付 Eメール、郵送
- (当社所定の指図書に、クライアント(受益者)名、送金(償還)額、日付、送金(償還先)などをご記載ください。)
- ・当社が送金(償還)業務を行います。

6 信託の終了

- ・信託終了時点において、当社が把握している受益者(クライアント)に償還します。

信託期間中

料金

※全て税別

1.当初信託報酬		10,000円	契約時の事務手数料として
2.期中信託報酬		月額 5,000円	年額 60,000円 契約月(更新月)に1年間分をご一括でお支払いいただきます。
			ただし、上記の料金は20受益者までの料金です。 20受益者を超えた場合は、追加の期中信託報酬が発生します。
3.特別信託報酬	①送金事務手数料	1,000円	1振込あたりの料金です。 (振込手数料込)
	②預り証明書の発行手数料	1,000円	1回の発行にかかる料金です。 送付にかかる費用は、当社が負担します。
4.運転資金留保金について	運転資金留保金	60,000円	送金事務手数料、預り証明書の発行手数料は、基本的に運転資金留保金からお支払いいただきます。 運転資金留保金の受益者は、委託者となります。 利息は、運転資金留保金に組み込まれます。

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託

Mail : info_trust@ejt.co.jp
http://www.eajt.co.jp